

中日新聞社健康保険組合被扶養者認定基準

(目 的)

第1条 この基準は、健康保険法に基づく被扶養者の認定を中日新聞社健康保険組合（以下「組合」という。）が厳正かつ公平に行うための具体的事項を定めることを目的とする。

(被扶養者の範囲)

第2条 被扶養者の範囲は次のとおりとし、主として被保険者により生計を維持されている者とする。

- (1) 被保険者の直系尊属
 - (2) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
 - (3) 子、孫、兄弟姉妹
 - (4) 被保険者と同一世帯に属する三親等内の親族
 - (5) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母および子であって被保険者と同一世帯に属する者
 - (6) (5)の配偶者の死亡後に、引き続き被保険者と同一世帯に属するその父母および子
2. 前項の「主として被保険者により生計を維持されている」とは、継続してその生計費の半分以上を被保険者が負担していることをいう。また、「同一世帯に属する」とは住居ならびに家計を共にし、常態として継続的に同一家屋において生活していることをいう。

(被扶養者の国内居住要件)

第3条 被扶養者となるためには「日本国内に住所を有する者」または「日本国内に生活の基礎があると認められた者」に限る。

(収入の範囲)

第4条 この基準で定める収入の範囲は次のとおりとする。

- (1) 勤労収入（通勤交通費等の非課税収入および賞与を含む）
- (2) 公的年金（恩給を含む）、私的年金
- (3) 事業収入（農業・漁業・商業・林業等の自営業に基づく収入、保険の外交員報酬等）
- (4) 不動産収入（土地、家屋等の賃貸料収入）ただし、売却等による一時的な収入は含まない
- (5) 利子収入（預金利子、有価証券等による利子収入）
- (6) 投資収入（株式配当金、決算剰余配当金等）
- (7) 雑収入（原稿料、印税、講演料等）
- (8) 雇用保険給付金およびこれに準ずるもの
- (9) 健康保険、労働者災害補償保険等における休業補償的給付金
- (10) 被保険者以外からの仕送り（生計費、養育費等）
- (11) その他常態として継続性のある収入

(収入基準)

第5条 被扶養者の認定を受ける場合は、被保険者の年間収入の2分の1未満であり、かつ認定日以降の年間収入の見込額が次の基準にあることを要する。

ただし、年間収入が基準未満であって、被保険者の収入の2分の1を超えている場合であっても、認定対象者の収入が被保険者を上まわらないときは、当該世帯の生計状況を総合的に判断し、被保険者がその世帯の中心的な役割を果たしていると認められる時は認定する。

2. 60歳以上、または障害厚生年金に該当する程度の障害者は年齢にかかわらず年間収入180万円未満。
3. 60歳未満の者は年間収入130万円未満。
4. 別居者の被扶養者認定を行う場合は、被扶養者の年間収入が上記2、3の基準内であって、被保険者からの送金額よりも少なくなければならない。ただし、収入と送金額との合計が年間80万円を超えなければならない。
5. 年間収入の見込額は原則として別表1のとおり前年または直近の収入から算出する。
6. 組合は認定対象者または被扶養者の収入を可能な限り正確に把握し、公正な認定処理を行うため、必要に応じて被保険者に対し認定対象者または被扶養者の収入状況を証明する書類等の提出を求めることができる。また、組合から書類等の提出の指示を受けた被保険者は、認定対象者または被扶養者と協力して、速やかに必要とする書類等を提出しなければならない。

(扶養義務者が複数の場合の認定対象者の帰属)

第6条 認定対象者に関わる扶養義務者が複数ある場合は、扶養義務者の収入および扶養能力、被保険者の被扶養者としなければならない経緯または理由、生計維持の事実などを総合的に審査して組合がその帰属を判定する。

2. 夫婦共同扶養の場合は、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として、年間収入（当該被扶養者異動申請書が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。）の多い方の被扶養者とする。ただし社会通念上、妥当性を欠くと思われるときはこの限りではない。

(扶養に関する事実の立証義務)

第7条 被保険者は、被扶養者の認定を受けようとする者が、次の要件に該当することを証明するため別表2に定める書類を添付しなければならない。ただし、事情により書類の一部を省略または追加することがある。

- (1) 被保険者との親族関係（続柄）
- (2) 生計維持の関係
- (3) 第2条第2項の該当者については同居の関係

(異動の届出)

第8条 被扶養者の住所、氏名の変更または就職、婚姻、離婚、死亡、卒業等で扶養の事実が消滅する場合は、被保険者は遅滞なく被扶養者異動申請書を提出しなければならない。

(再審査)

第9条 被扶養者の認定に不服のある者は、再審査を請求することができる。再審査の請求があったときは、理事会において審議裁定する。

(認定の効力)

第10条 認定の効力は、原則として認定のあった日より発生する。ただし、出生はその事実の発生した日、死亡はその事実の発生した日の翌日に遡及するものとする。

また、やむを得ない理由で届出が遅れ、遡って被扶養者となるべき事実を立証したときは認定の効力を遡及させることができる。

2. 認定のあった日とは、組合で被扶養者異動申請書が受理された日とする。

(受給資格の取消)

第11条 被保険者が事実と相違した申請をなし、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、被扶養者の資格を取り消し、すでに支給した給付があった場合は、その全部または一部を返還させる。

(認定基準の変更)

第12条 被扶養者の認定上、この基準の定めによりがたいときは、理事会に諮り協議のうえ、変更することができる。

別表 1

収入の種類	年間収入見込額の算出方法
給与収入	$\{ (\text{直近3カ月の給与（総支給額）} \div 3) + (\text{直近6カ月以内に受け取った賞与} \div 6) \} \times 12$
年金、恩給等	支給金額（介護保険料および税控除前の支給額）×支給される回数
事業・不動産収入	年間総収入－売上原価
雑収入	
利子・配当収入	税金控除前の年間総収入額（定期的、継続的に支払われるものに限る）
健康保険・雇用保険・労災保険の給付	日額に換算して判定する。（日額60歳未満3,611円以下、60歳以上4,999円以下の場合は扶養認定可とする）
その他	収入の実態を十分に考慮し適切な方法で年間収入見込額を算出する

別表 2

			提出および証明書類	配 偶 者	子			本人の		兄弟姉妹			配偶者の			
					18歳 未満	18歳以上 学生 ※ 4	学生 以外	父 母	祖 父 母	18歳 未満	18歳以上 学生 ※ 4	学生 以外	父 母	祖 父 母		
全員が必要な提出書類（一部を除く）			被扶養者異動申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			被扶養者申請理由書	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			所得証明書 ※ 1	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
			現在加入している健康保険証の写し	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
親族・同居関 係を証明する もの	同居の場合		住民票 ※ 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			住民票 ※ 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／		
	別居の場合		戸籍謄本 ※ 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
			送金証明書（送金元、送金先の氏名が確認できる銀行の振込通知書等を3カ月分以上）	○			○	○	○	○	○	○	○			
生計維持を証 明するもの	学生		在学証明書または学生証（写）	○		○					○					
	就職している場合（アルバイト等含む）		直近3カ月分の給与明細書（写）	○			○	○	○			○	○	○		
	自営業者		直近の確定申告書と収支内訳書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	退職等した場 合	雇用保険に加入していた場 合	受給しない	離職票1、2（原本）	○			○	○	○			○	○	○	
			受給する	雇用保険受給資格者証（写） （日額金額の印字面を含む全ての面）	○			○	○	○			○	○	○	
			受給期間延長	離職票1、2（原本）と受給期間延長通知書（原本）	○			○	○	○				○	○	○
			受給終了	雇用保険受給資格者証（全ての面の写し）	○			○	○	○			○	○	○	
			雇用保険に加入していない場 合	退職証明または退職時の源泉徴収票（写）と雇用保 険に加入していなかった証明書（給与明細など）	○				○	○	○			○	○	○
	年金等の受給者（遺族年金、障害年金含む）		年金振込通知書または改定通知書	○			○	○	○				○	○	○	
	収入が減少し た場合	雇用契約の変更がない場合	収入減少後の3カ月分の給与明細書（写）	○		○	○	○	○			○	○	○	○	
		雇用契約の変更がある場合	雇用契約書	○		○	○	○	○			○	○	○	○	
	廃業した場合		廃業届（写）	○		○	○	○	○			○	○	○	○	
	今まで就職していない場合		所得証明または収入金額が記載された非課税証明書	○				○	○	○				○	○	○

- ※1 所得証明書の代わりに、収入金額が記載された「非課税証明書」または「住民税決定通知書」でも可。
所得証明または住民税決定通知等については、被扶養者異動申請書が提出された日の属する年の前年が高校生だった場合は不要となります。
- ※2 住民票については、個人番号の記載がなく、世帯全員および続柄の記載があるものを提出してください。
- ※3 被保険者と申請対象者との続柄関係が確認できるもの。
- ※4 高校生は除きます。